

令和4年度 第2回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和4年5月10日 (火)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和4年5月10日 午後1時30分			会 長	杉下 和治
	閉 会	令和4年5月10日 午後1時55分			会 長	杉下 和治
応 (不応) 招委員 及び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 1名 ○ (出席) × (欠席) △ (遅刻)	議 席 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	×
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	2番 村田 新一		3番 田崎 洋一郎			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画 (農地中間管理事業) の報告について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画 (第5回) の決定について 日程第8 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。御着席ください。ただいまから、令和4年度第2回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。農作業もですね、忙しくなりました、大変、天気等も心配されますけれども、体調管理、それから、農作業等の事故には十分注意されて、作業をしていただきますように、よろしく願います。本日は、21番、竹下委員からの欠席の旨がありましたので、御報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、2番、村田新一委員、3番、田崎洋一郎委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、3ページから4ページをご覧ください。今回は7件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号68番から69番は、所有権移転のため、申請番号70番から73番は、第三者貸付けのため、申請番号74番は、経営移譲のためとなっております。以上報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は、5ページをご覧ください。今回は、4月に実施した地区担当農業委員による現地調査により、1筆の農地を非農地と判断しております。非農地化対象農地は、上地区、畑一筆、1,016平米です。場所につきましては、役場から、春日会館のほうに向かって、春日会館を300メートルほど過ぎると神殿原の公民館の入り口がありますけれども、その反対側付近になります。以上報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは、報告します。資料は、6ページから10ページをご覧ください

い。資料6ページ上段の申請番号20番から、資料10ページ下段の29番は、令和4年4月8日に県公告がなされた新規の農地中間管理事業による貸借設定です。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。発言はないようですので以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。議案第1号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は11ページからになります。今回は、1件の審議をお願いします。

申請番号4番ですが、資料は12ページから18ページになります。譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で、地目は台帳、現況とも畑です。面積は合計2,462平米となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、10アール当たり20万円です。譲受人は、申請地に牧草を作られる予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号4番の案件について、25番委員の緒方委員より報告をお願いします。

○25番委員（緒方 信三君） はい。25番委員の緒方です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号4番の案件について、午前中、現地調査の結果を報告します。資料は11ページから18ページになります。18ページをご覧ください。JA中球磨支所より岡原方面に約200メートル、春日会館横から県道の北へ約50メートルの所になります。申請人の譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方になります。申請地は以前から農地パトロールで遊休農地化していた場所です。譲受人が牧草を作られることで、解消につながります。特に問題はないと思います。皆様方の御審議方よろしく願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号4番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。議案第2号、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は19ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。

申請番号5番ですが、資料は20ページから31ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳、現況とも畑で、転用面積が497平方メートル

ルとなっております。移転する内容としては、贈与による所有権移転です。転用の目的は、個人住宅です。23ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明がありますが、申請地は、県道錦湯前線の上小学校から南へ450メートル、上薬師保育園から南東へ150メートルの所にある井上地区の集落にあります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、個人住宅への転用は可能です。27ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号6番ですが、資料は32ページから42ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、2筆、地目は台帳は田、現況は畑で、転用面積が372平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額155万円です。転用の目的は、個人住宅及び通路です。35ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、県道多良木相良線と国道219号線の元五差路の交差点から、深田方面へ約500メートルの所にある二子地区の集落内にあります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には上下水道管が2館埋設されており、500メートルの範囲内に、山村歯科医院や犬童内科胃腸科医院がある第三種農地で、個人住宅及び通路への転用は可能です。38ページから、事業計画書、資金計画書、融資証明書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号5番の案件について、23番委員の井手委員より、申請番号6番の案件について、6番委員の吉田委員より報告をお願いします。

◎23番委員(井手 久美子君) 23番井手です。農地法第5条の規定による許可申請、申請番号5番について説明いたします。ページは19ページから31ページ。譲受人、譲渡人は共に町内の方です。転用目的は個人住宅です。面積は497平方メートル、地目は畑、親戚関係にあり、贈与になります。申請地は、農用地区域外で10ヘクタール未満の農地で生産力の低い農地であることから、譲受人は個人住宅の申請をされました。場所は23ページを見て下さい。申請地は、上小学校南へ、上薬師保育園から左200メートルぐらいの位置になります。農地はきれいに整備してあります。何の問題もないと思いますので審議方よろしく願いいたします。以上です。

◎6番委員(吉田 利明君) 6番の吉田です。農地法5条の規定による許可申請について、午前中、現地調査をしてまいりましたので、その結果を報告いたします。申請番号6番について、譲渡人、譲受人、共に町内の個人の方です。土地は田で平米が372平米の2筆になります。転用目的は、個人住宅ということで、売買による総額155万ということです。ページは、32ページから42ページ、地図のほうの35ページをご覧ください。先ほど事務局のほうから報告がありましており、国道219の五差路から、二子深田線の500メートルで、左の34ページの地図の二子公民館の西側50メートルぐらいの現地となります。通路が41平米ということで、通路、入っていく所がありませんので、41平米のほうは通路で、331平米のほうは個人住宅となっております。第3種農地ということで、集落内でもありますし、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議をよろしく願いいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号5番の案件についてですが、申請人の譲渡人が、16番委員の中村委員本人ですので、審議の時間、退室いただきたいと思いますので、よろしく願いします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号5番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号5番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。それでは審議が終了しましたので、16番委員の入室を許可します。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 次に、申請番号6番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号6番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号6番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第5回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画(第5回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、44ページからご覧下さい。資料44ページ上段の申請番号272番から、資料51ページ上段の286番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。資料51ページ下段、申請番号287番から55ページ上段の288⑤番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。55ページ下段、申請番号289番から61ページ下段、301番までは、新規の賃貸借権の設定です。62ページ上段、申請番号302番から63ページ上段の304番までは、新規の使用貸借権の設定です。64ページ上段、申請番号306番から、66ページ下段の311番までは、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は、67ページ、68ページをご覧下さい。今回の申請は10件で、申請番号30番から34番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れするものです。申請番号35番から39番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。30番の買入れ価格50万円。31番の買入れ価格50万円。32番の買入れ価格50万円。33番の買入れ価格75万円。34番の、買入れ価格、1段目を30万円、2段目は70万円です。35番の売渡し価格53万2,468円。36番の売渡し価格51万2,500円。37番の売渡し価格71万7,500円。38番の売渡し価格82万円。39番の売渡し価格56万6,298円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。69ページから81ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請地位置図は、30番から34番の農地を掲載しております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第3号、農用地利用集積計画(第5回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第5回）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって本案は、原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第4号 あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） それでは説明いたします。資料は82ページから85ページをご覧ください。今回は2件の申出が提出されております。申請番号3番の経営面積は約209アール。経営形態は酪農となっています。町のあっせん基準では、経営形態が、その他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積196アール以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えます。

申請番号4番の経営面積は、約265アール。経営形態は、水稻、栗となっています。同じく町のあっせん基準では、経営形態が、その他の経営類型に分類され、名簿登録のための要件となる基準面積196アール以上の面積を経営されていることから、名簿への登録は適正と考えます。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから、議案第4号、あっせん譲受等候補者名簿への登録申請について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月13日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 2番 村田 新一

あさぎり町農業委員会 署名委員 3番 田崎 洋一郎